

公共施設使用料の見直しに伴う規則改正事務スケジュール

1 内容の検討と改正文作成

(1) 改正の内容

資料2「規則改正予定箇所の一覧」の内容に加えて、各課等で改正したい内容があれば追加する。

(2) 共通規定例文集（準則）について

資料3「共通規定例文集（準則）」は、改正の分量を示す目安として配付したもの。後日、正式なものを送付するので、その内容に従って必要な箇所の作業を行う。

2 文書法制課の事前審査について

8月10日までに各課等において文書法制課の事前審査を経る。

3 改正起案の所管部長決裁について

(1) 所管部長決裁

改正起案を作成し、所管部長までの決裁を得る。

(2) 合議欄

政策部の合議欄は「政策部長、文書法制課長、文書法制課課長代理、公共施設マネジメント課長」とする。（この時点での合議は不要）

(3) 原議書の提出

8月14日までに、改正起案（原議書）を公共施設マネジメント課へ提出
※ 改正文と新旧対照表のデータ（ファイル）もメールで提出

4 文書法制課及び政策部長以上の決裁について

公共施設マネジメント課で取りまとめ

8月中に市長決裁を得る予定（教育委員会規則は供覧）

5 附属機関等との協議が必要な場合について

規則の改正（市長決裁）前に附属機関等との協議が必要な場合は、上記スケジュールにしたがい、各課等において適切な時期に実施する。